

## 原因分析（案）

### 1 震災対応業務による多忙と時間・人員の制約

#### 震災対応業務で多忙で、時間・人員に限られる中、議事録又は議事概要という形での記録作成の困難性

- 震災発災当初は、緊迫した状況の中で多忙を極めており、本部の議事録・議事概要に対する認識が不十分だったため、議事録・議事概要が作成されていなかった。（原子力災害対策本部）
- 今回を含め、これまでの非常災害対策本部等においては、差し迫った危機対応を優先するという観点から、限られた人員と時間の中で、議事録は作成してこなかった。（緊急災害対策本部）

### 2 事後作成を行う場合の切迫性のなさ、確認体制の欠如

#### 事後作成における期限の不存在、事後作成の確認体制の欠如

- 電力需給緊急対策本部の第1回、2回会合においては、最新の電力需給状況や東京電力による計画停電実施に向けた対応状況の報告が行われた。閣僚間での情報共有や計画停電への対応に万全を期すことを確認することが主たる内容であったため、実質的な議論は行われず、議事録を作成していなかった。また、第3回以降の議論内容との関連性が少なかったことから、議事録を会議後直ちに作成する切迫性がなかったため、長期に渡って議事録を作成していなかった。（電力需給に関する検討会合）
- 全省統一の「文書管理点検月間」は、情報公開法を踏まえて平成13年から継続して行っているもので、内容については、例えば議事録が作成されているかまでは確認していない。（原子力災害対策本部）

### 3 議事録・議事概要以外の形で記録を作成

#### 会議の議事内容の記録を「議事録」又は「議事概要」以外の形で作成

- 内閣府では、従前より、記者会見や「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震について」（いわゆる緊急災害対策本部報）の作成・公表により、本部の開催状況、本部での総理等の指示、決定事項なども含め、随時情報を公表している。公文書管理法施行の際に改めて検討を行ったが、こういった従来の方法で、公文書管理法に違反することになるとは考えていなかった。（緊急災害対策本部）

#### 決定又は了解を行う会議ではなく、公文書管理法上、議事録又は議事概要の作成義務はないと認識

- 被災者生活支援チームは、決定又は了解を行う会議ではなく、かつ、審議会や懇談

会でもないことから、議事録及び議事概要については、公文書管理法上、作成義務が課せられていないものと理解している。(被災者生活支援チーム)

#### **4 震災時マニュアルの不遵守、会議運営要領の未整備**

##### マニュアルの不遵守、遵守を徹底するための訓練の未実施

- 毎年一回、原子力の総合防災訓練を官邸での本部の訓練も含めて行っていたが、シナリオ型の訓練であったため、議事録を実際に作る訓練が含まれていなかった。(原子力災害対策本部)

##### 記録の作成に対する責任体制が不明確

- 発災当初の本部会合は、内閣官房が運営を担っていると、原子力安全・保安院は受け取っていた。(略) 原子力安全・保安院が運営事務局として議事録作成等を行う自覚がなかった。(原子力災害対策本部ヒアリング)
- 原子力災害対策本部は、官邸で開催されていたが、事務局である原子力安全・保安院が官邸で行われる会議の準備に不慣れであったため、安全保障会議等の開催実績があり、座席表やネームプレートの作成に慣れていた内閣官房(安全保障・危機管理室)が、その手伝いをしていたにすぎない。会議の中身そのものについては、原子力安全・保安院の担当であり、内閣官房(安全保障・危機管理室)は担当していない。(緊急参集チームヒアリング)

##### 「会議の記録作成等を定めている運営要領」等の不存在

- 今回議事録・議事概要の一部又は全部が未作成であった5会議等のうち、当該該会議の運営要領等において、記録の作成について定めていた会議はなかった。(事務局調査)

#### **5 公文書管理法の周知について**

##### 議事内容の記録の作成に関する認識・意識が希薄

- 原子力災害対策本部は状況を閣僚の間で共有する場として受け止められていたため、記録をとらなければならないという基本的な意識が希薄なところがあった。(原子力災害対策本部)

##### 個別の事例について、どのような文書を作成するかについての研修等の不足

- どういう活動を行ってきたのか等の記録は残しているが、本部の議事録・議事概要まで残すという認識が不足していた。(原子力災害対策本部)